

議案第二百二十六号

和解について

右の議案を提出する。

令和元年十一月二十八日

提出者 港区長 武井雅昭

和解について

左記のとおり和解する。

記

一件名 損害賠償請求訴訟事件に係る和解
二当事者 原告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被告 東京都中央区銀座八丁目十七番五号

シンドラーエレベータ株式会社

被告 スイス連邦 ヘルギスヴィル ゼーシユトラーセ五十五

シンドラーホールディングアーゲー

被告 東京都多摩市鶴牧二丁目二十三番地七

株式会社日本電力サービス

被告 東京都台東区台東三丁目十八番三号

エス・イー・シーエレベーター株式会社

三 事件の要旨

平成十八年六月三日午後七時二十分頃、東京都港区芝一丁目八番二十三号に位置する港区が港区特定公共賃貸住宅条例（平成五年港区条例第二十六号）に基づき、設置し、管理する港区特定公共賃貸住宅シテイハイツ竹芝（以下「シテイハイツ竹芝」という。）の十二階において、当時高校二年生であった居住者が、シテイハイツ竹芝に設置された二基（四号機及び五号機）のエレベーターのうちの一基（五号機）のエレベーター（以下「本件エレベーター」という。）のかごから降りようとしたところ、本件エレベーターの戸が開いたままの状態でかごが突然上昇し、かごの床面と乗降口の枠の上部との間に挟まれ、亡くなるという事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

本件事故に関し、原告である区は、本件エレベーターの交換工事等に要した費用十三億八千四百十九万二千五百七十五円を賠償すべき責任があるとして、シンドラーエレベーター株式会社、シンドラーホールディングアーゲー、株式会社日本電力サービス及びエス・イー・シーエレベーター株式会社（以下「被告ら」という。）に対し、平成二十二年七月六日、次に

掲げる損害金等の支払及び仮執行の宣言を求める民事訴訟を提起した。(平成二十二年(ワ)第二五二六三号)

(一) シンドラーエレベーター株式会社を被告として、製造物責任及び不法行為責任に基づき、シンドラーホールディングアークと連帯して十三億八千四百十九万二千五百七十五円(ただし、株式会社日本電力サービス及びエス・イー・シーエレベーター株式会社と連帯して十一億千七百四十四万四千三百九円を限度とする額)を支払うこと。

(二) シンドラーホールディングアークを被告として、製造物責任及び不法行為責任に基づき、シンドラーエレベーター株式会社と連帯して十三億八千四百十九万二千五百七十五円(ただし、株式会社日本電力サービス及びエス・イー・シーエレベーター株式会社と連帯して十一億千七百四十四万四千三百九円を限度とする額)を支払うこと。

(三) 株式会社日本電力サービスを被告として、不法行為責任に基づき、シンドラーエレベーター株式会社、シンドラーホールディングアーク及びエス・イー・シーエレベーター株式会社と連帯して十一億千七百四十四万四千三百九円を支払うこと。

(四) エス・イー・シーエレベーター株式会社を被告として、不法行為責任に基づき、シンドラーエレベーター株式会社、シンドラーホールディングアーク及び株式会社日本電力サービスと連帯して十一億千七百四十四万四千三百九円を支払うこと。

四 和解条項

東京地方裁判所から和解の勧告があり、それを踏まえて、原告及び被告らが協議した結果、次のとおり和解することとする。

(一) 各当事者は、今後、本件事故が二度と生じることのないよう、別紙一のと通りの再発防止を表明する。

(二) イ 被告シンドラーエレベータ株式会社は、原告に対し、本件解決金として、三億九千六百万円の支払義務があることを認める。

ロ 被告シンドラーエレベータ株式会社は、原告に対し、(二)イの金員を、令和元年十二月二十日限り、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告シンドラーエレベータ株式会社の負担とする。

ハ 被告シンドラーホールディングス・アーゲーは、原告に対し、被告シンドラーエレベータ株式会社が(二)イ及びロの支払義務を負うことを認め、その履行を確保することを確約する。

(三) イ 被告エス・イー・シーエレベータ株式会社は、原告に対し、事故の再発防止及びエレベーターの安全確保等に向けた協力金として、三百万円の支払義務があることを認める。

ロ 被告エス・イー・シーエレベータ株式会社は、原告に対し、(三)イの金員を、令和元年十二月二十日限り、(二)ロの口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告

(四) エス・イー・シーエレベーター株式会社の負担とする。

イ 被告株式会社日本電力サービスは、原告に対し、本件解決金として百万円の支払義務があることを認める。

ロ 被告株式会社日本電力サービスは、原告に対し、(四)イの金員を、令和元年十二月二十日限り、(二)ロの口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告株式会社日本電力サービスの負担とする。

(五) 原告及び被告らは、互いに、本和解の内容について、正当な理由なく第三者に口外しないことを確約する。

(六) 原告は、その余の請求を放棄する。

(七) イ 原告並びに被告シンドラエレベーター株式会社、被告シンドラホールディングア
ーゲー及び被告株式会社日本電力サービスは、原告と被告シンドラエレベーター株式
会社、原告と被告シンドラホールディングア
ーゲー及び原告と被告株式会社日本電
力サービスとの間には、それぞれ、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、
何らの債権債務のないことを相互に確認する。

ロ 原告及び被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、原告と被告エス・イー・
シーエレベーター株式会社との間には、本件及び東京地方裁判所平成二十年(ワ)第三六
三七一号事件における裁判上の和解において留保された原告と被告エス・イー・シー

エレベーター株式会社との間の清算に関する部分に関し、本和解条項に定めるもののほかには何らの債権債務のないことを相互に確認する。

ハ 被告シンドラーエレベーター株式会社及び被告シンドラーホールディングアーゲー、被告株式会社日本電力サービス並びに被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は、被告シンドラーエレベーター株式会社及び被告シンドラーホールディングアーゲーと被告株式会社日本電力サービスとの間、被告シンドラーエレベーター株式会社及び被告シンドラーホールディングアーゲーと被告エス・イー・シーエレベーター株式会社との間並びに被告株式会社日本電力サービスと被告エス・イー・シーエレベーター株式会社との間には、それぞれ、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかには、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(八) 訴訟費用は各自の負担とする。

(説明)

損害賠償請求訴訟事件において、和解する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。

(別紙1)

再発防止に向けた取組

1 各当事者は、本件事故を真摯に受け止め、エレベーターの戸開走行事故が利用者の生命身体に重大な危険を及ぼすおそれがあることに改めて思いを致し、本件事故を教訓として語り継ぎ、二度とこのような事故が起きないように再発防止に向けた取組を行っていくことを表明する。

各当事者は、エレベーターの安全な運行は、その製造業者、所有者、保守管理業者等の関係者がそれぞれの責務を全うすることによって確保されるものであることを深く自覚し、関係諸法令及び国土交通省が平成28年2月29日に公表した「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(以下「指針」という。)を徹底し、その旨を自社ホームページに掲出するなど、利用者の安全・安心の確保を図るために必要な施策を実施していくものとする。そのためにも、各当事者は、エレベーターの安全性の更なる向上に努め、従業員・職員等の教育訓練を一層充実・徹底し、関係者間で緊密な連絡体制を確保するなど、それぞれに求められる役割を誠実に果たしていくとともに、万が一重大事故が発生した場合には、迅速な対応に全力を尽くすものとする。

2 各当事者は、以上の責務を果たすべく、以下の対応を行うものとする。

(1) 被告シンドラーエレベータ株式会社は、日本国内で稼働しているシンドラー社製エレベーターの安全を維持するため、オーチス・エレベータサービス株式会社に対し、次の事項を履行するものとする。

ア 日本国内のシンドラー社製エレベーターの保守、修理、改修の手順及び方法に関する情報ないしサービスの提供

イ 日本国内のシンドラー社製エレベーターの調整手順及び方法に関する情報ないしサービスの提供

ウ 日本国内のシンドラー社製エレベーターのアップグレード指図

エ オーチス・エレベータサービス株式会社が、日本国内のシンドラー社製エ

レベーターを保守するために必要な資料，治工具，機材へのアクセスの提供
オ 日本国内のシンドラ製エレベーターを保守及び修理するために必要な
部品へのアクセスの提供

5 (2) 原告は，エレベーターが設置された公共施設を所有する地方公共団体として，
将来にわたってエレベーターの利用者の安全を確保するため，指針の徹底を図
り，その所有するエレベーターの保守が的確に行われるよう，当該エレベーター
の安全運行に必要な情報を適時適切に提供するなど，保守業者との連携を図
るものとする。

10 (3) 被告エス・イー・シーエレベーター株式会社は，次の事項を遵守するものと
する。被告株式会社日本電力サービスが将来エレベーター保守管理事業を行う
場合においても，同様とする。

ア エレベーターの維持管理や点検に関する全ての法令並びに指針及び「エレ
ベーター保守点検業務標準契約書」の内容を確認し，毎年社内に周知徹底す
る。

15 イ 保守点検時にエレベーターの故障・不具合に対応した場合には，写真や実
測データ等を付すなどして，不具合の状態が分かるような故障報告書を作
成し，所有者又は管理者に提出する（ただし，軽微な不具合は除く。）。

ウ 保守点検員が必要な技術・知識を身につけるように継続的な教育を実施す
る。

20 エ 保守点検業務を受託している既設のエレベーターについて戸開走行保護装
置の設置状況を把握し，未設置の場合には，所有者・管理者に対して設置に
関する検討を要請する。また，保守点検業務を受託するエレベーターについ
て，所有者・管理者に対し，戸開走行保護装置の仕組みや必要性を継続的に
周知するとともに，利用者に対し，ステッカー表示等の方法により，その周
25 知を図る。

オ 自社製のエレベーターに関しては，戸開走行保護装置の更なる品質・機能

性の向上を追求する。

カ 事故発生の通報受信時の確認事項及び初動体制，救助体制等を定めた社内マニュアルを整備し，手巻きハンドル等の救助装置の設置状況を確認する。

以上